監査の結果に関する公表 (臨時監査)

監查委員公表第687号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月31日

大分県監査委員	長名	3 尾	雅	通
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	井	上	明	夫
大分県監査委員	藤	Ħ	正	渞

第1 監査の概要

この臨時監査は、大分県監査委員監査基準(令和2年大分県監査委員告示第1号)に 準拠して実施した。

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的 経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局について、令和3年11月12日から12月24日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は、次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の2に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	6

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納 事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した6機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり1機関において、1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局)	
大分土木事務	現金出納事務について、領収した現金を会計規則に定められた期間
所	を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。

2 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
大分県中部振興局	令和3年11月18日
大分県豊肥振興局	令和3年12月20日
大分県西部振興局	令和3年12月23日
大分県税事務所	令和3年12月24日
別府土木事務所	令和3年11月29日
大分土木事務所	令和3年11月12日